

## 令和7年度

### 定額減税補足給付金（不足額給付）のお知らせ

定額減税補足給付金（不足額給付）とは、令和6年度に実施した定額減税補足給付金（当初調整給付）の支給額に不足が生じる方を対象に、不足する金額を支給する給付のことです。  
※令和7年1月1日に住民登録のある自治体から支給されます。

#### 支給対象者

【不足額給付Ⅰ】・・・令和6年度に実施した定額減税補足給付金（当初調整給付）の算定に際し、令和6年分推計所得税額を用いて算定したことなどにより、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

【不足額給付Ⅱ】・・・本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯主・世帯員にも該当しなかった方

#### 支給手続きの方法

**申請期限は、令和7年10月31日（金）です。**

##### 【支給予定通知が届いた方】

手続きは不要です。送付された通知に支給額、振込先口座等が記載されていますので、ご確認ください。

##### 【支給確認書が届いた方】

手続きが必要です。送付された確認書に記載の上、「本人確認書類及び振込先口座がわかるもの」の写しを用意し、同封の返信用封筒で郵送または受付窓口へ提出してください。※マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン申請も可能です。

##### 【何も届いていない方】

申請が必要です。必要書類をご準備の上、紙の申請書によりお手続きをしてください。

**※ご自身で申請書の作成ができない場合や対象かどうかの判断ができなく窓口での相談を希望される場合、ご予約が必要です。**

**詳しくは右のQRコードから「飯能市予約・申込サービス」へ**

**予約専用ダイヤル：042-986-6565（平日の9時～12時、13時から16時）**



#### Q & A

Q-1 この不足額給付はどのような給付金ですか？

A-1 定額減税により税額が0（ゼロ）になり、控除しきれなかった分を補うために支給される給付金です。

Q-2 自身が支給対象者かどうか判断できません。

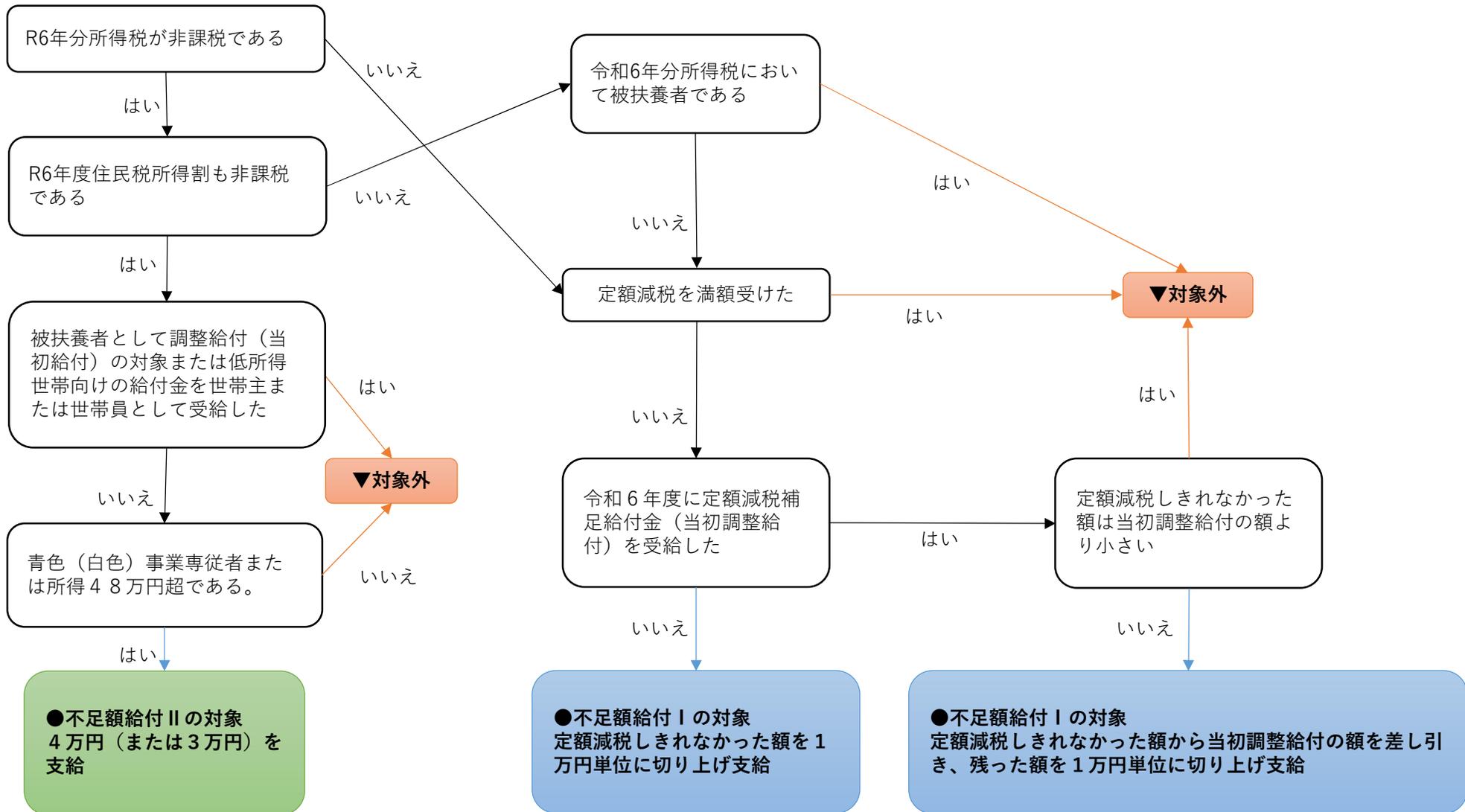
A-2 裏面の確認フローから支給対象の可否が判断できるようになっています。

Q-3 確認フローに出てくる定額減税額や所得税、住民税等の額はどのような資料を見れば分かりますか？

A-3 令和6年分の確定申告書や源泉徴収票等、令和6年度の住民税通知書をご用意いただき、税額等が確認できます。

**⚠ 定額減税補足給付金の【振り込め詐欺】や【個人情報の詐取】にご注意ください！**

# 【不足額給付 支給対象者確認フロー】



※「不足額給付Ⅰまたは不足額給付Ⅱの対象」となった方で、市から「支給予定通知」または「支給確認書」が届かない方は、申請が必要です。  
 ※ご自身で申請書の作成ができない等、相談窓口へ来庁される場合はご予約が必要です。(提出だけの場合は予約不要)  
 相談窓口の開設期間は9月16日(火)から10月31日(金)の9時から16時となります。